○国土交通省告示第七百六十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
中部36ＩＬＳ	中部国際空港株式会社愛知県常滑市	中部国際空港	ローカライザー	111.904 111.896	10 10	357°	ＩＣＸ	24時間	平成17年２月17日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	331.104 331.096	2 0.2						
			ＤＭＥ	1,017	100						
（略）											
下地島17ＩＬＳ	上欄に同じ	下地島空港内	ローカライザー	111.5	10	170°	ＩＳＢ	８時から19時30分まで	昭和55年８月１日（平成30年６月21日から平成30年10月10日まで供用休止）	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	332.904 332.896	2 0.2						
			ＤＭＥ	1,013	100						
（略）											

改正前

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
中部36ＩＬＳ	中部国際空港株式会社愛知県常滑市	中部国際空港及びその周辺	ローカライザー	111.904 111.896	10 10	356°	ＩＣＸ	24時間	平成17年２月17日	カテゴリーⅢ	3.0°
			グライドスロープ	331.104 331.096	2 0.2						
			インナーマーカー	75	1						
			ＤＭＥ	1,017	100						
（略）											
下地島17ＩＬＳ	上欄に同じ	下地島空港内	ローカライザー	111.5	10	170°	ＩＳＢ	８時から19時30分まで	昭和55年８月１日（平成26年１月９日から供用再開）	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	332.904 332.896	2 0.2						
			ＤＭＥ	1,013	100						
（略）											

附　則

この告示は、平成三十年六月二十一日から施行する。ただし、第三項の表中部３６ＩＬＳの項の改正規定は同年八月十六日から施行する。